

2024年2月

お客さま各位

水戸証券株式会社

水戸ファンドラップ投資一任契約書 改定のお知らせ

平素より、水戸ファンドラップをご愛顧いただき、誠にありがとうございます。
このたび、水戸ファンドラップ投資一任契約書（以下、「投資一任契約書」といいます。）におきまして、記載事項の改定を予定しております。
つきましては、下記の事項をご確認いただき、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定の概要

契約締結時交付書面の交付省略について、以下の内容を投資一任契約書に新設いたします。

（契約締結時交付書面の交付省略）

第19条 当社は、契約締結時交付書面（金融商品取引法第37の4に定める書面をいいます）および投資一任契約に基づく有価証券の売買にかかる取引報告書等について、あらかじめお客さまから同意をいただいた場合は、金融商品取引業者等に関する内閣府令に基づき交付を省略できるものとします。

2 お客さまの契約内容については、詳細を記載した「契約通知書」および「契約変更通知書」を交付します。

3. 改定日：2024年4月1日

4. 異議申立期限：2024年3月29日（金）

今回の改定にご異論がある場合は、弊社お取引営業部店までお申し出ください。
期日までにお客さまより異議のお申し出がない場合は、投資一任契約書第22条第2項に則り変更にご同意いただいたものとして取り扱わせていただきます。

5. その他

2024年3月までに水戸ファンドラップをご契約のお客さまにつきましては、現行の投資一任契約書が契約締結時交付書面を兼ねておりますので、今般の改定に際し特段の変更はございません。

以上

本件に関するお問い合わせ
お取引部店またはお客さまお問い合わせダイヤル（フリーダイヤル 0120-813-315）